

防府市障害者活躍推進計画

令和7年4月

防府市

I 策定にあたって

(1) 策定趣旨

- 令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障害者活躍推進計画」という。)」を作成することとされました。
- 防府市では、令和2年3月に計画を策定し、本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場環境の整備や、障害のある人を対象とした採用選考の実施に積極的に取り組んできました。
- 障害者の活躍とは、「障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障害のある職員が活躍できるよう、市全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。
- 策定から5年が経過したため計画の見直しを行いました。本計画のもと、引き続き障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向け、しっかりと取り組んでまいります。

(2) 策定主体

- 市長部局が策定しますが、教育委員会、上下水道局、議会事務局長、農業委員会及び消防長とは互いに連携し対応します。

(3) 計画期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、イントラネットへの掲載等により、すべての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。
- また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

Ⅱ 防府市における障害者雇用に関する状況及び課題

(1) 採用試験実施状況（過去3年度）

年度	受験者数	最終合格者数	入所者数
令和4年度	4	0	0
令和5年度	6	0	0
令和6年度	2	1	1

(2) 雇用率の状況

令和6年6月1日現在の雇用率

法定雇用率	実雇用率
2.80%	3.30%

(3) 課題

防府市においては、現在、法定雇用率を達成しているところではありますが、今後、法定雇用率は引上げが予定されています。定年退職等により法定雇用率を下回ることが想定されるため、計画的に採用する必要があります。

これまでも障害者の雇入れを行ってきましたが、受け入れ体制の整備など、障害者である職員の活躍のためには、更なる人材確保や各種取組が必要となってきました。

Ⅲ 障害者の活躍推進に向けた取組

(1) 【基本的な考え方】

○障害者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくためには、推進体制をしっかりと整備し、計画策定から取組の推進・見直しについて、PDCAサイクルを確立する必要があります。

○また、障害のある職員が相談できる体制を整えるとともに、すべての職員の障害理解を深めていくことが重要です。

(2) 【取組内容】

①推進体制の整備

○「障害者雇用推進者」（※1）として任命権者ごとに課長級職員（配置がない場合は部次長級職員等）を選任します。

なお、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行います。

○障害者職業生活相談員（※2）に選任された者（選任予定の者を含む。）について当該職員が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、不安なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

※1 「障害者雇用推進者」とは、障害者雇用に関する責任体制の確立、雇用継続を図るために必要な施設又は設備の設置、その他諸条件の整備等を行うことを目的に設置する者。

※2 「障害者職業生活相談員」とは、障害者の職業生活全般についての相談、指導を行う者。

②職場環境の整備

○現在、実施している人事考課面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

③職員の採用・育成等

ア. 募集・採用

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

イ. 働き方

○時差出勤などの柔軟な働き方の利用を促進します。

○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

④その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

Ⅳ 目標

(1) 採用に関する目標 (各年6月1日時点)

ア. (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上とします。

特例認定を受けている、市長部局・教育委員会部局・上下水道局で合算して達成します。

【評価方法】 毎年 の 任免状況通報により把握・進捗管理します。

(2) 定着に関する目標

ア. 不本意な離職者を極力生じさせないよう努めます。

【評価方法】毎年 of 任免状況通報の時期に人事記録を元に、前年度採用者の離職状況を把握します。